

令和7年12月16日

S O E L U 株式会社から申請があった確約計画の認定について

消費者庁は、S O E L U 株式会社による後記2の行為に係る景品表示法違反被疑事件において、確約手続に付すことが適当であると判断し、令和7年12月4日、同法第30条の規定に基づき、同社に対し、確約手続に係る通知を行ったところ、同社から、同法第31条第1項の規定に基づき、確約計画の認定の申請がありました。消費者庁は、当該確約計画は、後記2の行為による影響を是正するために十分なものであり、かつ、その内容が確実に実施されると見込まれるものであると認め、本日、同条第3項の規定に基づき、当該確約計画を認定しました。

なお、本認定は、消費者庁が同社の後記2の行為が同法の規定に違反することを認定したものではありません。

1 申請者の概要

名 称 S O E L U 株式会社（以下「S O E L U」という。）

（法人番号 3011001099448）

所 在 地 東京都港区虎ノ門三丁目19-13スピリットビル6階

代 表 者 代表取締役 白土 聰志

設立年月 平成26年4月

資 本 金 1億円（令和7年12月現在）

2 違反被疑行為の概要（表示例：別紙）

S O E L U は、自社が運営する店舗において又は自社とフランチャイズ契約を締結する事業者が経営する店舗を通じて供給するフィットネスクラブの利用等のサービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、令和6年3月14日から令和7年7月31日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「ヨガ・マシンピラティス・よもぎ蒸しなど 全部受け放題」、「月々1,980円～で ここまでできる！」等と表示することにより、あたかも、キャンペーン適用時は月々1,980円（税抜）でヨガのレッスン

の受講、マシンピラティスのレッスンの受講、よもぎ蒸しの利用等のサービス（以下「本件各サービス」という。）が受けられるかのように表示していたが、実際には、本件各サービスの全てを受けられるものではなかった。

3 違反する疑いのあった法令の条項

景品表示法第5条（同条第2号）

4 確約計画の概要

- (1) 前記2の行為を既に行っていないことを確認する旨及び前記2の行為と同様の行為を行わない旨を取締役会で決議すること。
- (2) 前記2の行為の内容について一般消費者に周知徹底すること。
- (3) 前記2の行為及び同種の行為が再び行われることを防止するための各種措置を講じること。
- (4) 前記2の行為を行っていた期間に本件役務に係る会員となった者に対し、支払われた額の一部を返金すること。
- (5) 前記(1)から(4)までの措置の履行状況を消費者庁に報告すること。

5 確約計画の認定

消費者庁は、次のとおり、前記4の確約計画は景品表示法が規定する認定要件のいずれにも適合すると認め、当該確約計画を認定した。

(1) 措置内容の十分性

前記4の確約計画は、近時の景品表示法第5条の規定に違反すると認定された事案において命令された措置の内容を含んでいること、また、一般消費者の被害回復に資すること等を踏まえれば、措置内容の十分性を満たすと判断した。

(2) 措置実施の確実性

前記4の確約計画は、措置の内容ごとに実施期限を設けていること、また、消費者庁に対し、これらの措置の履行状況の報告をするものであること等を踏まえれば、措置実施の確実性を満たすと判断した。

【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話：03（3507）9239

URL：<https://www.caa.go.jp/>

—フィットネススタジオ— SOELU ソエル

女性専用・早朝、深夜OK

ヨガ・マシンピラティス・よもぎ蒸しなど

全部受け放題

※設備は店舗により異なります。

マシンピラティス ヨガ よもぎ蒸し

＼まずはあなたに合うかお試しください／

[無料 体験レッスン&見学予約 >](#)

※適用条件あり

×初めての方限定！×

スタート応援2大特典

- ① 入会金+事務手数料が**無料！**
(通常10,000円)
- ② 翌月の月会費が**1000円OFF！**

＼まずはあなたに合うかお試しください／

[無料 体験レッスン&見学予約 >](#)

※適用条件あり

日本最大級

オンラインフィットネスSOELUが

店舗スタジオをオープン!

会員数
20万人突破!

国内最大級オンラインヨガ・フィットネス

※2023年11月時点

「あつたら嬉しい」を
全部詰め込んだスタジオで
運動もキレイも健康もまるっとケア!

月々 **1,980** 円~で 2,178円(税込)

ここまでできる!

▼
※ライトプランのキャンペーン適用時価格です。
通常価格2,980円(税込3,278円)~



※プランによって受け放題の範囲は異なります
※一度に予約できる数には上限がございます
※オンラインはカメラオフでギャラリー枠受け放題の「ライトプラン」となります
※オンラインレッスンのご利用はご予約が必要です

さらに 豊富なスタジオレッスン



※レッスン有無やレッスン数は店舗により異なります

(参考1)

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第二百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(継続中の違反被疑行為に係る通知)

第二十六条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは第五条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その疑いの理由となつた行為について、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときは、当該疑いの理由となつた行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、措置命令に係る行政手続法第三十条の規定による通知又は第十五条第一項の規定による通知をした後は、この限りでない。

- 一 当該疑いの理由となつた行為の概要
- 二 違反する疑いのある法令の条項
- 三 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

(是正措置計画に係る認定の申請等)

第二十七条 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為及びその影響を是正するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条及び第二十九条第一項第一号において「是正措置」という。）に関する計画（以下この条及び同号において「是正措置計画」という。）を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出して、その認定を申請することができる。

- 2 是正措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 是正措置の内容
 - 二 是正措置の実施期限
 - 三 その他内閣府令で定める事項
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その是正措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 是正措置が疑いの理由となつた行為及びその影響を是正するために十分なものであること。

- 二 是正措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 前項の認定は、文書によつて行わなければならない。
 - 5 第三項の認定は、その名宛人に認定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。
 - 6 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その是正措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、これを却下しなければならない。
 - 7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、第五項中「認定書」とあるのは、「不認定書」と読み替えるものとする。
 - 8 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る是正措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
 - 9 第三項から第七項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

(是正措置計画に係る認定の効果)

第二十八条 第七条第一項及び第八条第一項の規定は、内閣総理大臣が前条第三項の認定（同条第八項の変更の認定を含む。次条において同じ。）をした場合における当該認定に係る疑いの理由となつた行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合は、この限りでない。

(是正措置計画に係る認定の取消し等)

- 第二十九条** 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第三項の認定を取り消さなければならない。
- 一 第二十七条第三項の認定を受けた是正措置計画に従つて是正措置が実施されていないと認めるとき。
 - 二 第二十七条第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。
 - 2 第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による同条第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、同条第五項中「認定書」とあるのは、「取消書」と読み替えるものとする。
 - 3 第一項の規定による第二十七条第三項の認定の取消しがあつた場合において、当該取消しが第十二条第七項に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する課徴金納付命令は、同項の規定にかかわらず、当該取消しの日から二年間においても、することができる。

(既往の違反被疑行為に係る通知)

第三十条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実が既になくなつている場合においても、その疑いの理由となつた行為について、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときは、第一号に掲げる者に対し、第二号に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、措置命令に係る行政手続法第三十条の規定による通知又は第十五条第一項の規定による通知をした後は、この限りでない。

- 一 次に掲げる者
 - イ 当該疑いの理由となつた行為をした者
 - ロ 当該疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - ハ 当該疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人から分割により当該疑いの理由となつた行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 二 当該疑いの理由となつた行為をした者から当該疑いの理由となつた行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者
- 二 次に掲げる事項
 - イ 当該疑いの理由となつた行為の概要
 - ロ 違反する疑いのあつた法令の条項
 - ハ 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

(影響是正措置計画に係る認定の申請等)

第三十一条 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為による影響を是正するためには必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条及び第三十三条第一項第一号において「影響是正措置」という。）に関する計画（以下この条及び同号において「影響是正措置計画」という。）を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出して、その認定を申請することができる。

- 2 影響是正措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 影響是正措置の内容
 - 二 影響是正措置の実施期限
 - 三 その他内閣府令で定める事項
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その影響是正措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 影響是正措置が疑いの理由となつた行為による影響を是正するために十分なものであること。
 - 二 影響是正措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その影響是正措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、これを却下しなければならない。
- 6 第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、同条第五項中「認定書」とあるのは、「不認定書」と読み替えるものとする。
- 7 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る影響是正措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 8 第三項から第六項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

(影響是正措置計画に係る認定の効果)

第三十二条 第七条第一項及び第八条第一項の規定は、内閣総理大臣が前条第三項の認定（同条第七項の変更の認定を含む。次条において同じ。）をした場合における当該認定に係る疑いの理由となつた行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合は、この限りでない。

(影響是正措置計画に係る認定の取消し等)

- 第三十三条** 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三十一条第三項の認定を取り消さなければならない。
- 一 第三十一条第三項の認定を受けた影響是正措置計画に従つて影響是正措置が実施されていないと認めるとき。
 - 二 第三十一条第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。
- 2 第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による第三十一条第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、第二十七条第五項中「認定書」とあるのは、「取消書」と読み替えるものとする。
 - 3 第一項の規定による第三十一条第三項の認定の取消しがあつた場合において、当該取消しが第十二条第七項に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する課徴金納付命令は、同項の規定にかかわらず、当該取消しの日から二年間においても、することができる。

(権限の委任等)

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法第5条（不当な表示の禁止）

不当な表示

○ 優良誤認表示（第5条第1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競業事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（第7条第2項及び第8条第3項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

○ 事業者が当該資料を提出しない場合又は提出した資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合

・第7条第2項（措置命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示とみなす。

・第8条第3項（課徴金納付命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示と推定する。

○ 有利誤認表示（第5条第2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

② 商品・サービスの取引条件について、競業事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○ 商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（第5条第3号）

① 無果汁の清涼飲料水等についての表示

② 商品の原産国に関する不当な表示

③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示

④ 不動産のおとり広告に関する表示

⑤ おとり広告に関する表示

⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示

⑦ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示